

条例の点検・見直しシート

条例の題名		三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例		作成年月日	平成24年6月29日	
条例番号		平成13年三重県条例第6号		公布日	平成13年3月27日	
所管部局課		教育委員会事務局福利・給与課		直近改正日	平成22年11月30日	
条例の概要		教育公務員特例法第16条の規定に基づき、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する事項を定めるものである。			条例の類型	委任型
視点	項目	回答	検討内容			
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	教育長という職務の特殊性に鑑み、教育公務員特例法第16条第2項の規定に基づき、条例で定めることが必要であり、現在でも妥当性を有している。			
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	教育長の給与に関する事項については、その職務の特殊性に鑑み、条例という形で引き続き公的な関与を行うことが必要である。			
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	条例、規則その他の規定について、この条例の対象となるものであり、行われていないものはない。			
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし				
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	教育公務員特例法第16条第2項の規定に基づき、条例で規定することが必要である。			
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	教育公務員特例法に基づき、教育長の給与等について必要な事項を定めたものであり、法令、憲法に抵触していない。			
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい				
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい				
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	教育公務員特例法第16条の規定に基づき、条例で規定することが定められており、整合が図られている。			
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	教育長の給与は条例で上限が規定されているが、実際の支給額は一般職との権衡等を考慮し教育委員会が定めている。また、旅費や勤務条件についても一般職員の例により定めており、適正な内容である。			
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい				
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	教育公務員特例法第16条に基づき、条例で定めており、規定を廃止することで給料等が支給できなくなるおそれがある。			
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	教育長の給料月額是一般職との権衡等を考慮し教育委員会が定めている。また、旅費や勤務条件についても一般職員の例により定めている。またこれらの額については、社会情勢等の変化等に応じて見直しを適宜行っており、効率的である。			
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい				
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい				
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい				
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい				
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい				
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし				
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい				
点検・見直し結果	理由	特記事項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無		
			無	無		
	改正・廃止の必要はない	今後、県民の理解を得られる適正なものとなるよう、社会情勢等の変化等に応じて適宜見直しを実施する。				
	現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要がないと考えられる。					